



都立病院労組
Toritsu Hospital Workers' Union
ニュース

第4期 17号
2026. 2. 24

地方独立行政法人都立病院機構労組
執行委員会発行

支払われていますか？
超過勤務手当
支払われていない場合は
労働組合へ連絡を

26年6月診療報酬改定で2年連続賃上げへ 25年12月から賃上げ支援事業が開始 機構の提案に注目を



2年連続の賃上げが盛り込まれています！
どこに？26年度診療報酬改定にです。26年度6月の改定では、医療労働者の賃上げ分として1.70%の引上げが行われる予定です。これにより厚労省は2年連続で3%程度（看護補助者・事務職員については約5%）の賃上げが可能と試算しています。前回24年度の改定では、毎月の給料は賃上げになったが、経営難からボーナスが減らされてしまい、結果として年収ダウンになった病院もありました。今回、厚労省は「実際に支給される給与（賞与を含む）に係る賃上げ措置の実効性が確保される仕組みを構築」したと言っています。

今回ベースアップ評価料のルールとして、①評価料収入の3分の2以上は、基本給または決まって毎月支払われる手当（ベースアップ）の引き上げに充てる。②夜勤職員の確保を目的として、収入を夜勤手当の増額に充てることも可能とされました。看護師を中心に夜勤者不足は深刻です。夜勤手当の拡充はぜひとも実現したいところです。しかし、ボーナスや退職金、超過勤務手当等にも影響するベースアップをしっかりと確保する必要もあり悩ましいところです。

診療報酬が改訂されるのは6月です。では賃上げは6月からなのでしょうか？

違います！25年12月からなのです。病院に賃上げに必要な資金を給付する賃上げ支援事業が行われています。それは、「支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップを実施する」制度です。このベースアップは、6月改定のベースアップにつなげるものです。そのため6月改定の詳細が明らかになる春以降、本格的な賃金交渉になります。機構本部がどのような提案をしてくるのか注目していきましょう。

今回の診療報酬改定では、「高度急性期病院におけるロボット手術の評価の新設」（15,000点）が実現します。しかし年間200例以上の実績が必要です。手術実績を確保するには人員確保が必須です。手術室手当の導入を強く求めます。また今回リンパ浮腫複合的治療の見直しが行われ、「60分以上500点、40分以上60分未満350点」が新設されます。資格手当拡充では、リンパ浮腫療法士を対象資格に加えるように要求していました。リンパ浮腫療法士の資格手当支給を強く求めます。

高額療養費負担引き上げの撤回を！

私たちの賃上げを左右する診療報酬改定は、26年度の予算に含まれています。賃上げの点では、一刻も早い成立をと思います。しかし26年度予算案には、私たち現役世代を直撃する、高額療養費自己負担額の引上げも含まれています。引上げが予定通りに行われて軽減できる保険料は月49円でしかありません。一方で現役世代は負担増となり、経済的理由による治療の断念が危惧されています。月49円のために、いざという時の安心を手放してよいのか、国会での熟議が求められます。



発行 地方独立行政法人都立病院機構労組

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

